

# 令和元年6月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和元年6月13日 木曜日 (午前10時開会)

## 出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
6番	山口	隆
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

## 欠席議員 (1人)

10番	堀田	一徳
-----	----	----

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文	夫
副 町 長	馬 場 直	英
教 育 長	竹 下 修	治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊	文
企 画 財 政 課 長	野 上 英	了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美	昭
税 務 課 長	中 原 敬	介
健 康 推 進 課 長	川 内 和	哉
会 計 課 長	末 永 安	江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩	樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多	肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋	一
水 道 課 長	森 文	博
教 育 次 長	荒 木 俊	行
行 政 係 長	井 原	和

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 発委第 1 号 議会広報広聴特別委員会設置に関する決議
- 第 6 発議第 1 号 石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議
- 第 7 発議第 2 号 新庁舎等建設調査特別委員会設置に関する決議
- 第 8 発議第 3 号 議会だより編集特別委員会設置に関する決議
- 第 9 報告第 1 号 平成 30 年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 10 報告第 2 号 平成 30 年度川棚町下水道事業特別会計予算の繰越明許費繰越計算書
- 第 11 報告第 3 号 川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件
- 第 12 議案第 1 号 川棚町森林環境譲与税基金条例
- 第 13 議案第 2 号 令和元年度川棚町一般会計補正予算（第 1 回）
- 第 14 議案第 3 号 令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- 第 15 議案第 4 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う教育委員会所管施設に係る関係条例の整理に関する条例
- 第 16 議案第 5 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町法定外公共物管理条例等に係る料金等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第 6 号 消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町水道事業及び川棚町下水道事業における料金等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第 7 号 川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第 9 号 工事請負契約の締結について（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場 B その 2））

( 1 0 : 0 0 )

**議 長** ご起立をお願いします。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。堀田議員からは欠席の届出が出ておりますが、定足数に達していますので、令和元年6月川棚町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

**議 長** 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、毛利喜信議員及び初手安幸議員を指名いたします。

**議 長** 次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布しております会期日程(案)のとおり、本日から6月19日までの7日間とし、特に、休日の16日に会議を開くことを含め決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から6月19日までの7日間と決定をいたしました。

( 1 0 : 0 2 )

**議 長** なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

**議 長** 次に日程第3「諸般の報告」を行います。

去る、5月18日、「東彼杵道路建設促進期成会」の令和元年度総会が佐世保市で開催され、東彼杵道路の経過報告や平成30年度の決算及び事業報告並びに令和元年度の予算及び事業計画を決定しました。また、現在加盟している自治体、議会、経済団体、企業、自治会に加え、より強力に建設促進活動を展開するため、長崎県トラック協会や佐世保タクシー協会など物

流、人流に関する8団体が追加加入されました。

同時に「地方の道路整備促進に必要な財源の確保」「東彼杵道路の計画段階評価への早期着手（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）」など4項目の要望決議を行っております。

次に、6月3日に「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」「長崎県空港活性化推進協議会」「長崎上海航路利用促進協議会」の令和元年度合同総会が長崎市で開催されました。それぞれの会において議事に関する事項の承認・決定と、「長崎新幹線・鉄道利用促進協議会」では、「九州新幹線（西九州ルート）の整備促進にかかる決議」と「開業効果の波及・拡大に向けた決議」を行っております。

同日に「長崎県町村議会議長会臨時議会」が長崎市において開催され、一般選挙後の議長異動の報告や任期満了に伴う役員改選を行い、会長に波佐見町議会議長、副会長に長与並びに新上五島町議会議長を選任いたしました。任期は2年であります。

次に、6月10日に東彼地区保健福祉組合議会臨時会が開かれ、議長の選挙の結果、わたくし村井が福祉組合議会議長に選任されたところです。

以上で私からの諸報告といたします。

その他、配布しておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、3月実施分、4月実施分及び5月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いします。

また、本定例会までに受理した陳情4件については、配布にとどめ、既に配布済みであります。ご了承をお願いします。

以上で諸報告といたします。

**議 長** 次に日程第4「行政報告」を行います。町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長。

**町 長** 皆様、おはようございます。本日ここに、令和元年川棚町議会6月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜わり、定刻開会いただきまして、誠にありがとうございます。それでは行政報告を1件させていただきます。

地域おこし協力隊についてでございます。地域おこし協力隊につきまして

は、農業振興などの分野において活動いただいていた隊員が、事情により3月末で退任され、定住につながらず、大変残念に思った次第であります。

一方、商工観光分野で活躍していた隊員は、昨年11月末をもって3年間の任期が満了し、町内において起業されたことから、新たに隊員の募集をしていたところではありますが、6月1日付で新たに1名採用し、6月3日に委嘱状を交付し、活動を開始していただいているところであります。この度、採用した地域おこし協力隊員は、大阪府高槻市出身の延山幸子さんで、採用前においても高槻市に在住されていた34歳の女性であります。知人からの紹介がきっかけで長崎県に興味を持たれ、インターネットで川棚町の地域おこし協力隊員の募集を知り、ぜひ川棚町の町づくりに協力したいとの思いから応募されたとのこととあります。

産業振興課商工観光係に配属したところであり、主に空き店舗を活用した創業支援などに取り組んでいただくものであります。本町の課題である商店街の活性化など、今後の活躍を大いに期待をしているところであります。以上、行政報告とさせていただきます。

次に、本定例会での行政からの提出議案等ではありますが、報告案件3件、令和元年度補正予算2件、消費税及び地方消費税の税率引き上げに対応した条例4件、条例の一部改正1件、基金設置条例1件、工事請負契約の締結1件であります。

提案理由につきましてはその都度説明をさせていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

**議 長** これで行政報告を終わります。

(10:08)

**議 長** 次に日程第5、発委第1号「議会広報広聴特別委員会の設置に関する決議」を議題といたします。

本案について提案者の議会運営委員会委員長に内容説明を求めます。初手委員長。

**議会運営委員長** 提案理由の説明をいたします。お手元の決議案をご参照いただきたいと思います。読み上げ、提案理由に代えさせていただきます。

令和元年6月12日。川棚町議会議長、村井達己様。提出者、議会運営委員会委員長、初手安幸。

議会広報広聴特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び川棚町議会会議規則第14条第3項の規定により、下記理由を付し、提出をいたします。

記。

提出理由、議会の広報活動と町民の声を聴くため、特別委員会設置の必要を認めためといたしております。

発委第1号。

議会広報広聴特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報広聴特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称。議会広報広聴特別委員会。

2. 設置の根拠。地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。

3. 目的。地方分権時代における地方議会には、議会活性化、議員資質の向上に加え、情報発信と情報収集が求められており、今後、町民と接する機会を数多く作り、さらなる開かれた議会を目指さなければならない。

町民の負託に応える責務及び使命を達成し、もって、町政の発展に資するため、有効な活動を行うため設置するものである。

4. 所管事項。

①議会報告会に関すること。

②議員懇談会に関すること。

③議場開放に関すること。

④その他広報広聴に関すること。

5. 委員の定数。13人（議長を除く全員）。

6. 調査の期間。調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができることといたしております。

よろしくご審議のうえ、ご決定をいただきますようお願いをいたします。以上でございます。

議 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

議 長 よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 長 次に、賛成者の発言を許します。

(発言なし)

議 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、発委第1号「議会広報広聴特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(10:12)

議 長 お諮りいたします。ただいま設置されました議会広報広聴特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会広報広聴特別委員に議長を除く議員13名を指名いたします。以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** 長 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員13名を議会広報広聴特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

**議** 長 次に日程第6、発議第1号「石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案者の田口一信議員に内容説明を求めます。

**8 番 田 口** 読み上げて、提案理由に代えさせていただきます。

令和元年6月12日。川棚町議会議長、村井達己様。提出者が私、田口一信でございます。あと、賛成者が初手議員、堀池議員、高以良議員、炭谷議員、そして波戸議員。5人おられます。

石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議（案）として、上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川棚町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、下記理由を付し、提出します。

記としまして、提出理由ですが、石木ダム及びその関連事業の状況を把握し、議会における適切な判断ができるよう情報提供するため、特別委員会設置の必要性を認めためたためでございます。めぐりまして、決議の案を読まさせていただきます。

発議第1号。

石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、石木ダム対策調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称。石木ダム対策調査特別委員会。

2. 設置の根拠。地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。

3. 目的。

石木ダム建設は、本町の最重要課題であり、関係する住民の生活環境に大きく影響する事業である。

これまで議会として、石木ダムは安全・安心な町づくりの観点から必要性を認めてきたところである。

加えて、周辺地域整備など石木ダム建設に関連する事業は、町の施策と財政に大きく関わるものである。

しかし、本事業については、様々な意見があるところであり、その事業の状況を把握する必要があるため設置する。

4. 所管事項。

①石木ダム建設事業に関すること。

②地権者の生活再建に関すること。

③周辺整備に関すること。

④その他ダム事業に関すること。

5. 委員の定数。6人。

6. 調査の期間。調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができるとしております。よろしくご賛同をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第1号「石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、発議第1号「石木ダム対策調査特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(10:18)

**議 長** お諮りいたします。ただいま設置されました石木ダム対策調査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

石木ダム対策調査特別委員に、初手安幸議員、堀池浩議員、田口一信議員、高以良壽人議員、炭谷猛議員、波戸勇則議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を石木ダム対策調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

**議 長** 次に日程第7、発議第2号「新庁舎等建設調査特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

本案について提案者の山口隆議員、内容説明を求めます。

**6 番 山 口** 新庁舎等建設調査特別委員会設置に関する決議（案）でございますが、読み上げて提案とさせていただきます。

令和元年6月12日。川棚町議会議長、村井達己様。提出者、川棚町議会議員、山口隆。賛成者、川棚町議会議員、福田徹。賛成者、川棚町議会議員、小谷龍一郎。賛成者、川棚町議会議員、毛利喜信。賛成者、川棚町議会議員、小田成実。賛成者、川棚町議会議員、堀田一徳。賛成者、川棚町議会議員、水谷末義。

新庁舎等建設調査特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川棚町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、下記理由を付し、提出します。

記。

提出理由、庁舎等の建設及び周辺整備について調査研究をする特別委員会設置の必要性を認めたため。次ページをお願いいたします。

発議第2号。

新庁舎等建設調査特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、新庁舎等建設調査特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称。新庁舎等建設調査特別委員会。

2. 設置の根拠。地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。

3. 目的。庁舎等の建設及び周辺整備について調査研究するため。

4. 所管事項。

①新庁舎等建設に関すること。

②別館の改修に関すること。

③周辺整備に関すること。

5. 委員の定数。7人。

6. 調査の期間。調査が終了するまで。なお、閉会中も調査することができる。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いを申し上げます。

**議**            **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号「新庁舎等建設調査特別委員会設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「新庁舎等建設調査特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(10:23)

**議 長** お諮りいたします。ただいま設置されました新庁舎等建設調査特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

新庁舎等建設調査特別委員会委員に、福田徹議員、小谷龍一郎議員、毛利喜信議員、山口隆議員、小田成実議員、堀田一徳議員、水谷末義議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を新庁舎等建設調査特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

**議 長** 次に日程第8、発議第3号「議会だより編集特別委員会設置に関する決議」を議題といたします。

本案について、提案者の堀池浩議員に内容説明を求めます。

**5 番 堀 池** 提案理由を、お手元に配布されています決議（案）を読み上げて提案といたします。

令和元年6月12日。川棚町議会議長、村井達己様。提出者、川棚町議会

議員、堀池浩。賛成者、川棚町議会議員、小田成実。賛成者、川棚町議会議員、田口一信。賛成者、川棚町議会議員、高以良壽人。賛成者、川棚町議会議員、炭谷猛。賛成者、川棚町議会議員、水谷末義。

議会だより編集特別委員会設置に関する決議（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び川棚町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、下記理由を付し、提出します。

記。

提出理由、議会の活動及び審議内容を紙面による情報発信のため、議会だより編集特別委員会の設置の必要性を認めたため。

発議第3号。

議会だより編集特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会だより編集特別委員会を設置するものとする。

記。

1. 名称。議会だより編集特別委員会。

2. 設置の根拠。地方自治法第109条及び川棚町議会委員会条例第5条。

3. 目的。議会の審議・審査の経過・結果及び議会活動を広く住民に周知するために、町民の声を聴き、その内容についても紹介し、より身近な機会となるよう議会だよりの発行は欠かせないものであり、引き続き議会だよりを発行するため設置する。

4. 委員の定数。6人。

5. 調査の期間。調査が終了するまで。なお、閉会中も調査を行うことができる。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** よろしいですか。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号「議会だより編集特別委員会設置に関する決議」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「議会だより編集特別委員会設置に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

(10:28)

**議** \_\_\_\_\_ **長** お諮りいたします。ただいま設置されました議会だより編集特別委員会の委員の選任については、川棚町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が会議に諮って指名することになっております。

議会だより編集特別委員に、堀池浩議員、小田成実議員、田口一信議員、高以良壽人議員、炭谷猛議員、水谷末義議員、以上のとおり指名することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました議員を議会だより編集特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ただいま設置されました各特別委員会の委員長及び副委員長

の選任については、川棚町議会委員会条例第9条第1項の規定により、それぞれ1人を委員会において互選することとなっております。

このあと休憩をいたしますので、それぞれ委員会を開いていただき、正副委員長を互選いただきたいと思います。正副委員長が決定しましたら、委員長から議長まで報告をお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(10 : 29)

(…休 憩…)

(10 : 54)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ただいま、各特別委員会等の正副委員長が、次のとおり決定した旨の報告を受けましたのでお知らせをいたします。

まず、議会広報広聴調査特別委員会の委員長に波戸勇則委員、副委員長に堀池浩委員。

次に、石木ダム対策調査特別委員会の委員長に田口一信委員、副委員長に高以良壽人委員。

次に、新庁舎等建設調査特別委員会の委員長に山口隆委員、副委員長に小田成実委員。

次に、議会だより編集特別委員会の委員長に堀池浩委員、副委員長に高以良壽人委員。

以上が、各特別委員会の正副委員長であります。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第9、報告第1号「平成30年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町** \_\_\_\_\_ **長** 報告第1号「平成30年度川棚町一般会計予算の繰越明許費繰越計算書」についてご報告いたします。

平成30年度川棚町一般会計補正予算（第5回）におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を定め、翌年度に使用することができる経費としてご承認をいただいたところであります。この度、平成30年度の出納閉鎖を迎え、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、その内

容について議会に報告するものであります。

その他、詳細につきましては企画財政課長から説明いたしますので、よろしく願いいたします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは内容についてご説明いたします。2枚目の繰越計算書をご覧ください。表の方でございますが、左から順に繰り出した予算の款、項、事業名、金額、翌年度繰越額、その財源内訳について掲げております。そして金額の欄、こちらにつきましては予算額で、翌年度繰越額は、実際に繰り越した額であります。

それでは事業繰越が10事業ございまして、その事業の内容についてご説明いたします。事業名のところをご覧ください。

まず、農道新設改良事業費、翌年度繰越額360万円ではありますが、県営事業基幹農道整備事業の繰り越しに伴い、その建設事業負担金を繰り越したものであります。

次のプレミアム付商品券事業155万6,000円は、10月の消費税引き上げに伴い実施されるプレミアム付商品券事業の事務費を繰り越したものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（道路新設改良費）1億452万1,000円は、町道東臨港線、上組西部線、中倉線の整備工事費を繰り越したものであります。

次の社会資本整備総合交付金事業費（橋梁維持費）352万1,000円は、倉本橋の補修工事費を繰り越したものであります。

その次の用悪水路維持補修費255万円は、中組地区排水路、こちらは中組公民館付近でございますが、その整備工事費を繰り越したものであります。

次のブロック塀・冷房設備対応臨時交付金事業2億3,313万4,000円は、小・中学校教室へのエアコン設置工事費を繰り越したものであります。

次の災害復旧費（農地農業施設）2,299万円は、猪乗川内郷堀池地区の農地災害普及工事など、15箇所の工事費を繰り越したものであります。

その次の災害復旧費（林業施設）1,416万6,000円につきましては、林道虚空蔵線の災害復旧工事など4箇所の工事費を繰り越したものでございます。

次の災害復旧費（漁港施設）2,761万1,000円は、三越防波堤の災害復旧工事費を繰り越したものであります。

一番下の最後の災害復旧費（公共土木施設）311万2,000円につきましては、町道岩屋線の災害復旧工事を繰り越したものであります。

以上、10の事業につきまして、5月の臨時会で専決処分でご承認いただきました平成30年度一般会計補正予算（第5回）の繰越明許費において掲げた金額と同額の、総額4億1,676万1,000円を令和元年度に繰り越しを行ったものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

（11：09）

**議 長** 次に日程第10、報告第2号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第2号「平成30年度川棚町下水道事業会計予算の繰越計算書」について、ご報告をいたします。

平成30年度川棚町下水道事業会計予算の繰越につきまして、地方公営企業法第26条の規定に基づき、当該年度内に支払い義務が生じなかった額につきまして繰越計算書が作成され、川棚町下水道事業者から報告を受けておりますので、地方公営企業法第26条第3項の規定により、その内容について議会に報告するものであります。

なお、詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水道課長** それでは内容について説明させていただきます。2枚目の平成30年度川棚町下水道事業会計予算繰越計算書をご覧ください。

地方公営企業法第26条に予算の繰越についての条文があり、第1項では通常の繰越、第2項ではただし書により、事故による繰越について定められております。さらに経理の手引きでは、第1項は建設改良費に限ることとされ、また、第2項では建設改良費に限らず、すべての支出予算について可能とされております。

そこで今回の繰越計算書であります、表の名称として地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額としており、1款資本的支出、1項建設改良費に係るものを記載しております。事業名は川棚浄化センター耐震実施計画で、予算計上額が2,300万円、翌年度繰越額を同額の2,300万円、不用額0円としております。

また、今回繰越となりました原因につきましては、表右の説明欄に記載しておりますが、当業務は実施しているストックマネジメント計画策定の進捗に合わせて行っており、同事業との工程調整により着手が遅れたものによるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。ありませんか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(11:05)

**議 長** 次に日程第11、報告第3号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町 長** 報告第3号「川棚町債権管理条例に基づく債権放棄の件」についてご報告をいたします。

川棚町債権管理条例第15条第1項の規定に基づき、水道料金の債権の

放棄を、平成31年3月31日付で行いましたので、同条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。

今回、放棄を行った債権は、平成30年度に不納欠損処分を行った水道料金であります。

なお、詳細につきましては水道課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水道課長** それでは内容について説明させていただきます。中ほどの表をご覧ください。

調定年度につきましては、当該債権の調定年度を記載しております。

債権の名称につきましては、いずれも水道料金であります。

件数につきましては、月々の水道料金の件数であり、平成19年度6件、20年度12件、21年度10件、22年度5件、24年度4件、25年度5件、合計が42件であります。

金額は当該債権の調定年度ごとの合計金額を記載しております。

放棄の事由としましては、本人死亡及び法定相続人が所在不明が、川棚町債権管理条例第15条第1項の第6号要件、時効期間満了が同条例第15条第1項の第1号要件に該当します。

また、備考欄につきましては、該当債務者数を記載しており、5人の方が対象であり、6号要件の該当者が1人、1号要件該当者が4人となっております。平成30年度においての不納欠損処理を行った42件、3万7,750円の債権につきまして、川棚町債権管理条例の規定に基づき、債権放棄を行っております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わり、報告済みといたします。

(11:08)

**議 長** 次に日程第 1 2、議案第 1 号「川棚町森林環境譲与税基金条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第 1 号「川棚町森林環境譲与税基金条例」の制定について、提案理由をご説明いたします。

平成 3 1 年度より、国から森林環境譲与税が譲与されますが、使途は間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に関する費用に充てられることとされているところであります。

そこで、これらを積み立て、必要に応じて活用するため、地方自治法第 2 4 1 条第 1 項の規定に基づき、提案するものであります。

詳細につきましては産業振興課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは詳細についてご説明をいたします。

本日参考資料といたしまして、お手元の方に配布をさせていただいておりますけども、この資料になります。皆さんございますか。

それでははじめに、平成 3 1 年度、令和元年度以降、国から譲与されます森林環境譲与税及び関連があります森林環境税の概要についてご説明させていただきます。参考資料の 1 をご覧ください。

今回導入される森林環境税及び森林環境譲与税は、後ほど説明いたしますが、森林経営管理法の施行に伴い、市町村が実施する森林整備等に必要な財源に充てるために創設されるものでございます。

森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税され、税率は年額 1, 0 0 0 円とされています。森林環境税は国税となりますが、個人住民税、均等割と合わせて賦課徴収される形となっております。なお、課税につきましては、令和 6 年度からとなっております。

森林環境譲与税は、森林環境税の収入額に相当する額を、私有林の人口面積、林業就業者数及び市町村の人口割に応じて、市町村及び都道府県に譲与されるものであります。譲与税は森林経営管理法が今年の 4 月 1 日に施行されたことから、交付が前倒しされ、平成 3 1 年度、これは令和元年度になりますけども、譲与されることとなっております。使途としましては、間伐

や人材育成、担い手確保、木材利用の促進や普及啓発など、森林整備及びその促進に関する費用とされております。

次に、森林経営管理法の概要についてご説明いたします。参考資料の2をご覧ください。今回制定された森林経営管理法は、森林所有者に適切な森林管理を促すため、責務が明確化されたとともに、民間では経営管理ができない私有林に対して、市町村が仲介役または市町村が管理を行うという制度であります。資料3につきましては、業務の進め方等について示したものでありますが、後ほどご一読していただければと思います。

そこで、今回譲与される譲与税は、森林経営管理法に基づく森林整備等に充てられることとされておりますので、町では基金を創設し、法に基づく整備等が必要になった場合、その財源として充てることとしているものであります。

それでは議案に戻っていただき、条文の概要について説明をさせていただきます。

1条は設置及び目的で、基金の目的及び設置を定めております。

2条は積立の規定であり、積み立てる額は予算に定めるものとしております。

3条は管理についての規定であり、最も確実かつ有利な方法により管理することと定めております。

4条は運用益金の処理に係る規定であり、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、その基金に繰り入れることを定めております。

第5条は繰替運用についての規定であり、財政上必要な場合は歳計現金にできることを定めております。

第6条は基金の処分に係る規定であり、第1条の目的に限り、基金の全部または一部を処分できることを定めております。

第7条は委任に係る規定であり、必要な事項は別に定めることを定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものであります。

以上、説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。質疑はありませんか。はい。福田議員。

**1 番 福 田** この基金の用途についてですけど、先ほど説明の中で、法に基づく事業っていいですか、その用途に限ってということがありましたけど、法に基づくというのが、この6条、基金の処分というところで、第1条の目的についていうところで定めてありますが、法に関する部分は入れなくてよかったですでしょうか。

**議 長** 産業振興課長。ただいまの質問に対して、何か調べなければ答弁できないようであれば、後ほどというようなことでも結構ですが。はい。産業振興課長。

**産業振興課長** 今手持ちの資料ではですね、関連する分につきまして持っておりませんので、後ほどご回答させていただきたいと思います。

**議 長** はい。そういうことでよろしいですか。

**1 番 福 田** はい。

**議 長** ほかに。山口議員。

**6 番 山 口** 基金条例の中ですね、目的及び設置の中で2行目にですね、町が主体となった森林管理制度というのがあるわけですが、これは何か考え方があるのかどうか。現実的に今のいわゆる森林の状況を見ればですね、ほとんど個人では非常に管理が厳しくなっていると。ここに町が主体となった森林管理制度によると書いてあるんですけども、これは何か構想とかそういう考え方があるのかどうかですね。単なるこちらの資料の中から取ってきて、目的に書かれたものかどうかですね。具体的にこれを、どういうふうな管理制度をつくっていかうと、構築していかうと考えられているのか、その点をお尋ねしたい。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。山口議員のご質問にお答えします。今ここであげているものにつきましては、国の方針に則ってあげているものでありまして、今後、整備につきましては、今後ですね、町で言いますと森林組合等々ですね、あと、関係機関と協議をしながらですね、進めていきたいと思っております。

**議 長** はい。山口議員。

**6 番 山 口** なんか基金制度を先につくってですね、今から具体的に関係機関とですね、森林組合等の関係機関と連携してやっていくというですね、なんかまったく具体的な方策がなくてですね、ここに文言的に町が主体となった森林管理制度うんぬんと書いてあるわけですが、やはりこういったことを書くのであればね、やっぱりその裏付けになるようなね、きちんとした制度の構築というのをした中でですね、私は出すべきではないかと思うんですけど。今からやっていきますよと。いくらかの構想ぐらいあってもしかるべきだろうと思うんですけども、それはまったくないわけですか。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 山口議員のご質問にお答えします。町がまず、予定もなくしてこの条例を進める、基金を持つというのはおかしいのではないかというご質問なんですけども、今、本町におきましては、森林整備計画というのを策定しておりますので、内容につきましては資料を持ってきておりませんので、これもあとで回答させていただくという形にさせていただきたいと思えます。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。はい。福田議員。

**1 番 福 田** このあとの補正予算にも関わってくるんですが、森林譲与税の剰余基準というのが先ほどの資料1の方にありますが、補正予算に上がってくる金額に対する面積、就業者数、人口、そういった計算となる、基となる数値、そういったものをこのあと補正のときでも結構ですので、出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 次の補正の段階でよろしいのでしょうか。今、数字的には持ってはきておるんですが。

**1 番 福 田** 金額が出てくるので。

**産業振興課長** わかりました。補正のときにそういった数字を出します。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。はい。炭谷議員。

**1 1 番 炭 谷** 質問をいたします。この山林事業は非常に難しい、今からの経営の問題というふうに捉えて、私も思いますが、川棚町におかれては既に十数年前、川棚町悠久の森を指定しておられまして、その運用といいますか、管理をしていくというふうなことがたぶん議会で提唱をされ、始まった

というふうに覚えておりますが、そのことと、この山林の管理、あるいはここに書いてあります経営、そういったものの関連性もあるというふうに思いますけども、その点についてはまだ具体的ではないかと思えますけども、非常にいろんな問題を絡んでいるように推測をいたしますので、もしわかっておる分があれば、どの辺まで関わりがしていくのか、そこら辺の具体的な施行というものがどう関連されていくのかということが、わかっておればお聞きをしたいと思いますし。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 炭谷議員のご質問にお答えします。ご質問では、町の悠久の森についてこの事業との関連性ということでのご質問だったかと思うんですけども、町の悠久の森につきましては、今、維持管理としまして、森林組合の方に維持管理あたりをしていただいている状況であります。ただ、今回のこの譲与税に関してについてはなんですけども、まだ、そこまでの計画内容については、まだ協議をしていない状況であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、議案第1号「川棚町森林環境譲与税基金条例」は産業建設文教委員会に付託したいと思えます。これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第1号「川棚町森林環境譲与税基金条例」は、産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

( 1 1 : 2 9 )

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に日程第13、議案第2号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」を議題といたします。

本件についての説明を求めます。町長。

**町長** 議案第2号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」について、提案理由をご説明いたします。

予算の名称につきましては、改元に伴う国会の会計年度の名称変更に基づき、改元日以降は当年度を通じて令和元年度川棚町一般会計予算とするものであります。

今回の補正といたしましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,896万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億1,296万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものといたしまして、歳入においては森林環境譲与税の追加、補助事業に係る国県支出金の増額、また、歳出においては39歳から56歳男性の風疹抗体検査費・予防接種費の追加、プレミアム商品券に係る事務費の追加、県営の緊急急傾斜地崩壊対策事業費に係る負担金の追加、中央公民館講堂の音響設備の更新が主なものであり、その他当初予算編成後の事情変更等に対応するための必要な事業費について計上したものであります。

補正予算の詳細につきましては、企画財政課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長** 企画財政課長。

**企画財政課長** それでは、事項別明細書の歳出から説明いたしますので、16、17ページをお開きください。

2款総務費でございます。1項5目財産管理費の増額につきましては、数石の町有地、これにつきましてはロマン工房付近でございますが、こちらに屋根がなく、崩壊しかけたレンガ倉庫がございますが、近年著しく風化が進行し、外壁にクラックも生じておりました。また、隣接する民家の距離が近く、レンガ倉庫が倒壊した場合には被害が見込まれますので、その解体費用等を計上するものであります。

その次の6目企画費につきましては、自治総合センターのコミュニティ助成事業に、西白石自治会から要望がありました放送機器、テント等の備品購入を申請しましたところ、助成の決定をいただきましたので、その決定額と同額を西白石自治会への補助金として19節に計上するものであります。次のページをお願いいたします。

3款民生費であります。1項1目社会福祉総務費、説明欄の地域福祉基金費につきましては、いきいきサロン実施地区が1地区増加いたしましたので、19節で1地区分の補助金3万円を増額し、合わせて25節で地域福祉基金の積立金を同額減額するものであります。

次の介護保険事業費32万8,000円の増額は、介護保険事業特別会計の補正に合わせ繰出金を増額するものであります。

次の2目障害者福祉費51万9,000円の増額は、10月から実施される就学前障がい児の発達支援無償化などに対応するため、そのシステム改修費を計上するものであります。

次の5目国民年金事務費5万9,000円の増額は、こちらも10月から開始される年金生活者支援給付金に対応するためのシステム改修に要する経費を計上するものであります。

次の2項1目児童福祉総務費、説明欄の子ども・子育て支援事業費188万円の増額は、幼児教育無償化制度に対応するために、子ども・子育て支援システムの改修に要する経費を計上するものであります。次のページをお願いします。

4款衛生費であります。1項2目予防費、説明欄の予防接種事業費の増額は、39歳から56歳までの男性に係る風疹予防接種が、予防接種法に基づく定期接種の対象になりましたので、11節で抗体検査受診票などの印刷費用、12節でクーポン券に係る配送料・手数料を、13節で抗体検査予防接種の委託料、予防接種に係るシステム改修費を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

6款農林水産業費であります。1項3目農業振興費、説明欄の米需給調整総合対策推進事業費の増額につきましては、川棚町地域農業再生協議会に対する県補助金の割当額が15万3,000円増額となりましたので、19節で同額を増額補正するものであります。

次の2項5目森林環境譲与税事業費につきましては、新たに追加したものであります。歳入において、今年度から森林環境譲与税が新たに交付されることになりましたので、その交付額と同額の253万2,000円を森林の整備、森林の有効活用などの目的で新たに設置します川棚町森林環境譲与税基金に積み立てるものであります。次のページをお願いいたします。

7 款商工費であります。1 項 2 目商工業振興費、説明欄のプレミアム付商品券事業費 7 6 4 万 9, 0 0 0 円の増額は、準備を進めておりますプレミアム付商品券事業の事務費を追加するものであります。内容といたしましては、職員の時間外手当や臨時職員の賃金、それから商品券の引換業務委託料などの必要経費を各節に計上するものでございます。

次の 3 目観光費の 8 0 万円の増額につきましては、地域活性化センターの地域イベント助成に、町内町づくり団体の川棚町応援隊が計画している川棚竹灯籠まつりを申請しましたところ、助成の決定がありましたので、その決定額と同額を川棚応援隊への補助金として 1 9 節に計上するものであります。次のページをお願いいたします。

8 款土木費であります。2 項 3 目道路新設改良費の増額につきましては、県道大崎公園線の県営事業が増額となり、その地元負担金を 3 万円増額するものであります。

次の 3 項 6 目急傾斜地崩壊対策事業費の増額につきましては、昨年のもので崩壊しました新谷地区の急傾斜地を、県営の緊急急傾斜地崩壊対策事業で復旧するもので、その地元負担金 3 8 0 万円を新たに追加計上するものであります。なお、この地元負担金の半分は受益者負担金ということにしております。次のページをお願いいたします。

1 0 款教育費であります。2 項 1 目学校管理費の増額につきましては、地域とともにある学校づくりを推進するため、新たに設置される学校運営協議会の委員報酬を各小学校管理費にそれぞれ 7 万 5, 0 0 0 円計上するものであります。

次の 3 項 1 目学校管理費の増額につきましては、こちらも学校運営協議会の委員報酬を中学校管理費に計上するものであります。

次の 5 項 1 目社会教育総務費の増額は、4 月の人事異動に伴い、社会教育設備の防火に係る資格者が不在となりましたので、資格の取得のため、防火管理講習会の受講料 8, 0 0 0 円を 1 2 節に計上するものであります。

次の 2 目公民館費 1 1 8 万 8, 0 0 0 円の増額につきましては、中央公民館 2 階講堂の音響設備に不具合が生じ、機器も古く、修繕が難しいことから機器の更新を行うものであります。次のページをお願いいたします。

1 4 款予備費であります。1 項 1 目予備費につきましては、歳入歳出の見

合いにより956万9,000円を減額するものであります。歳出については以上でございます。この次のページの32ページ以降につきましては、給与費明細書をお付けしておりますが、こちらの説明は省略させていただきます。続きまして歳入をご説明いたしますので6、7ページをお開きください。

2款地方譲与税であります。3項1目森林環境譲与税につきましては、歳出でもご説明しましたとおり、今年度から新たに交付されることとなりましたもので、その交付額を見込計上するものであります。次のページをお願いいたします。

11款分担金及び負担金であります。1項6目土木費負担金は、こちらも歳出で説明しました緊急急傾斜地崩壊対策事業の受益者負担金を計上するものであります。次のページをお願いいたします。

13款国庫支出金であります。2項1目民生費国庫補助金、説明欄の障害者総合支援事業費補助金48万5,000円の増額につきましては、歳出で説明しました就学前障がい児の発達支援無償化などに対応するためのシステム改修にかかる補助金であります。

次の子ども・子育て支援事業費補助金187万9,000円の増額につきましても、歳出でご説明いたしました幼児教育無償化制度に対応するための子ども・子育て支援システム改修に係る補助金であります。

次の6目商工費国庫補助金、こちらにつきましては、プレミアム商品券事業の事務に係る補助金754万9,000円を計上するものでございます。

次の3項2目民生費委託金5万9,000円の増額は、こちらも歳出で説明いたしました年金生活者支援給付金システム改修に係る交付金であります。次のページをお願いいたします。12ページです。

14款県支出金であります。2項3目衛生費県補助金110万5,000円の増額は、こちらも歳出でご説明いたしました風疹予防接種に係る補助金でございます。

次の5目農林水産業費県補助金15万3,000円の増額につきましても、歳出でご説明しました米需給調整総合対策推進事業に係る追加補助でございます。次のページをお願いいたします。

19款諸収入であります。4項5目雑入330万円の増額は、こちらも歳

出でご説明いたしました、西白石地区へのコミュニティ助成250万円と川棚応援隊の竹灯籠まつりへの地域イベント助成80万円を計上するものであります。

以上が令和元年度一般会計補正予算（第1回）の内容でございます。ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(11:46)

(…休 憩…)

(13:00)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここで、産業振興課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可いたします。産業振興課長。

**産業振興課長** 午前中の質問の中に、福田議員の質問、まず1点目ですけども、条文内に国の法律に係る使途の内容を明記する必要があるのではないかとこのふうなご質問だったかと思えます。国の法律の中には第34条に森林環境譲与税の使途ということで明記がなされてはおります。今回、町がお示した提案をいたしました条文には、その分は直接は触れてはおりませんが、第1条の目的及び設置の条文の中に、中間ほどになりますけども、森林資源の有効活用及び町民が親しむことができる森林づくり等を進める事業の財源等に充てるということで、この事業につきましてそのような使途を含めたところであります。表現としましては、直接はこの使途について表現はしてはおりませんが、こういった事業の中にですね、そういった使途が含まれるということでご理解をお願いしたいと思います。

あともう1点、山口議員のご質問にありました、町が主体とあるが、その構想は持っているのか、あと具体的な施策はというご質問だったかと思えます。平成30年4月から、このときは平成40年3月までの10年間ということで、川棚町の森林整備計画を策定し、それを基に森林の環境保全に取り組む計画としておるところであります。したがって、そこに間伐、造林、保育等の計画がございまして、そのようなことに取り組むこととしております。以上、先ほどの答弁といたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。よろしいですか。それでは、これから午前中に説明を

受けました一般会計補正予算（第1回）に対する質疑を行います。はい。田口議員。

**2 番 田 口** 補正予算の24ページ、25ページですが、プレミアム付商品券事業費について、委託料400万円ってなっております、これは具体的にどこにどういう事業を委託するのかっていうのを聞きたいのですが、そもそもそのプレミアム付商品券事業というものはどのような仕組みで、どのように行われるのか、誰に、どういう方にプレミアム付商品券を配るのかとか、その事業の全体像がよくわからないので、その事業の全体像を説明していただきたいと思います。

**議 長** 住民福祉課長。

**住民福祉課長** それでは、田口議員の質問にお答えします。このプレミアム付商品券の事業につきましては、住民福祉課とそれから産業振興課の2つの課で協力し合いながら事業を進めております。まず、事業の目的としましては、消費税、地方消費税の引き上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするため低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券の発行等を行うということが目的となっております。

この対象者につきましては2通りございまして、1つは2019年1月1日時点の住民のうち、2019年度の住民税が非課税であるもの。ただし、住民税課税者と生計同一の配偶者、扶養親族、それから生活保護受給者等を除くということになっております。2つ目としましては、2019年6月1日時点の住民のうち、2016年4月2日以降に生まれた子が属する世帯の世帯主。このように、2通りの対象者となっております。以上です。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。田口議員のご質問にお答えします。委託料の400万円のことについてのお尋ねであったかと思っております。この委託料につきましては、プレミアム付商品券の実施業務委託費を予定しております、店舗の募集、あと券製作、販売、換金に係る委託業務となっております。以上です。

**議 長** よろしいですか。田口議員。

**2 番 田 口** 委託先はどこですか。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。今予定をしておるところは、東彼商工会に委託するよ  
うな計画としております。

**議 長** はい。田口議員。

**2 番 田 口** チケットを、その商品券を使って購入されてということだと  
思うんですけど、そのプレミアムはどこでどのように発生するのかがそもそ  
もわからないのですけども。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 今、プレミアム、どの点がプレミアムかというふうなご質問  
だったかと思います。購入額を2万円といたしまして、利用可能額を2万  
5,000円というふうなことでの販売を予定しております。2万円で購入  
をされて、実際使っていただけるのは2万5,000円分ということです。  
以上です。

**議 長** はい。田口議員。

**2 番 田 口** そうすると、その差額の5,000円分を仮にですけども、  
どこからどのように支払いがなされるんですか。それはこの事務費とは別な  
んですかね。委託料とかとは。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。先ほどのご質問にお答えします。この事業自体は国の  
補助の100%ということでの計画としております。ですので、先ほど言わ  
れた5,000円分につきましては、今度、9月に補正をかけて対応すると  
いう形としております。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** 先ほどの午前中の中で、補正予算の中で聞きたいというふう  
なことを言っていましたので、7ページの森林環境譲与税の253万2,0  
00円ですか、その算出根拠を示していただきたいというのと、それに関  
しまして、歳出の方の22、23ページの財源内訳のところ、一般財源と  
ありますが、これはその他の財源でなくてよかったのか、そこら辺の考えを  
お聞きしたいと思います。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** 森林環境譲与税の算出根拠についてご説明をいたします。今  
朝、資料で配りました、資料の、参考資料の1の中段から下の方に、森林環

境譲与税の創設、平成31年から譲与しますということで書いた下の方に、譲与基準ということで載せられております。そこで、今、私有林、本町の状況としまして、私有林の人口面積が1,103haあります。そして、林業就業者数としまして15名。それと、人口については町の、川棚町の人口になります。1万4,067人というこの数字を入れ込みまして計算をして、126万6,000円が9月と3月に入ることとなっておりますので、合計の253万2,000円を今回増額補正をしたものであります。全国の市町村に、総額として約80億円が譲与されるということになっておりますので、これを先ほど計算式に入れまして、今回253万2,000円という額になっているところであります。以上です。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 福田議員のご質問にお答えいたします。財源のことのお尋ねでございました。この事業費のところの財源内訳で、一般財源に財源として掲載されていますが、その他じゃないのかというご質問でございました。歳入といたしましては、地方譲与税という形で歳入を受けます。譲与税といいますのは基本的に一般財源でございまして、形としましては一般財源という形で譲与税で受けまして、その同額の、受け入れた金額の同額を歳出の方では一般財源として支出するという形を取っているところでございます。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。小田議員。

**7 番 小 田** はい。7番、小田です。28、29ページの学校管理費の件でお尋ねいたします。各学校に7万5,000円予算計上してありますけども、これはコミュニティスクールの委員に関するものかというのをですね、少しちょっと詳しくご説明をお願いします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまご質問いただきました件についてお答えいたします。まず、小学校3校、中学校1校で足並みを揃えて今後学校運営協議会を設置して、コミュニティスクールの取組を進めていくという予定でしております。そこで今回、各学校に設置する場合に、学校運営協議会の委員が必要になりますので、この委員の報酬としてそれぞれの学校の管理費の方に7万5,000円を計上しておるものでございます。この運営協議会委員の

報酬につきましては、それぞれの学校で運営協議会が設置され、運営協議会の委員の任命、そしてその運営協議会を開かれた場合に報酬を必要とさせていただきますので、運営協議会委員の任命につきましては、各学校から推薦をいただいて、教育委員会の方で任命をしていくということで予定をすることとなっております。そこで今後、各学校では学校運営協議会を開催をして、今後コミュニティスクールの取組を行なっていく、協議をしていただく必要がありますので、今回、その経費として委員報酬を計上したものでございます。なお、各学校の委員につきましては、現在、まだ詳細にですね、委員が選任を、推選されているわけではございませんけれども、これまで学校支援会議として任意の形で地域の皆様にご協力をいただいておりますので、この支援会議の委員の皆さんの数がですね、だいたい1校あたり15人、15名程度でですね、範囲に収まるんじゃないかなろうかということで聞いておりますので、そういったことを交わしながら予算計上をさせていただいたところでございます。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

**9 番 高 以 良** 予算書23ページの急傾斜地崩壊対策事業の件でお尋ねします。歳出の金額380万円は、県営事業として実施した分の地元負担金ということでしたが、総事業費がいくらで、何%がこの380万になるのかということについてお尋ねします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。建設課長。

**建 設 課 長** はい。それでは高以良議員のご質問にお答えいたします。まず、県営事業の負担金の率であります。事業費の20%が地元自治体、川棚町に請求される率でございます。今回、平成30年度事業として着手をしていただきましたが、事業費が決定をしたということから、今回の補正とさせていただきます。事業費1,900万円、負担率20%、負担額380万円となっております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに。はい。小谷議員。

**9 番 小 谷** 今の急傾斜地の件に関してちょっと関連してお聞きしたいんですが、確かこの急傾斜地の条例が去年からできたかと思えますけども、災害が起きる前の、要は崩れる前の崩れる恐れがある分の急傾斜地に対しての災害対策として工事をする場合の負担割合というのが定められた条例だった

かと思うんですけれども、今回の件は確か崩れてしまったあとにその工事をやられているかと思いますが、その周りといいますか、周辺も含めて工事をされるのかどうか、そこら辺の見方というものをちょっとお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建設課長** はい。では、小谷議員のご質問にお答えをいたします。昨年度、制定いたしました分担金徴収条例においては、県営事業も含めて、今回のような災害が発生した場合の事業として、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業も含めた分担金の徴収条例となっておりますので、今回、それを基にして受益者負担金を徴収するものであります。

事業についてであります。県営事業と町が事業主体となる事業と2つの事業がございます。その中には県営事業となるべき要件がございます。県営事業の要件は、崖の高さが10m以上、人家が5戸以上。今回の災害が起きた箇所については、さらにもう1つの要件として事業費が1,500万以上という要件がございます。今回3つの要件すべて満たしていることで、県営事業として事業が取り組まれたものでございます。

引き続きの事業計画につきましては、崖高が10m以内に下がっていくこと、それから人家については5戸以上ありますけれども、その崖高の要件で県営事業としては事業採択が難しいという判断がされております。引き続き、町が事業主体となっていく急傾斜地崩壊対策事業、通常の事業がございますので、そこにつきましては、関係者からの同意、受益者負担金、土地の抛出、それから土地の相続登記含めたところですので同意が得られた場合というふうに事業実施要綱で定めておりますので、その要綱に基づいた申請があれば、町としては県と協議をしながら、事業の取組は検討してまいりたいと思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** はい。山口議員。

**6番山口** 予算のですね、28、29ページの先ほど小田議員が言われましたですね、小学校管理費の報酬の件ですが、これがコミュニティスクールに係る学校運営会の委員の報酬だと。そして、今、次長の説明では各校15名ぐらいであると。そしたらそれで行けばですね、本日のこのあと提案があるわけですが、日程19の議案第8号、これでいけば委員の報酬が6,0

00円となっているわけです。ここで提案がですね。運営委員会の、学校運営協議会委員の日額6,000円以内って書いてあります。そしたらこれであれば15名であれば、単純にいけば9万円になると。そしたら、年に1回会議をしたら終わりになるんじゃないかと。だからこれを、いわゆるいくらぐらいの報酬額でですね、そして何日間の会議を予定されているのか。だから、結局オーバーしたら報酬がございませんので、会議をやりませんということになってしまうのかですね。そこら辺の見通しはどうされているのかお尋ねしたい。

議 長 はい。教育次長。

教 育 次 長 ただいまの山口議員のご質問についてお答えいたします。今回、学校運営協議会の委員の報酬については、このあとの特別職の職員で非常勤のものの報酬ですか、この分の一部改正を条例をさせて、提案をさせていただくわけですけれども、今回もう具体的に申し上げますと、1人1日ですね1,000円の報酬ということですね、予算に計上をさせていただいております。これは、県内で実施をしておられる団体の先例を勘案しながらですね、1回、1日あたり1,000円、15名の年間、今年度は5回ぐらいの開催を各学校で、校長先生などと協議をしたうえでですね、5回ぐらいの開催が必要になっていくかもしれないというような話の中で、1回の会議、15人の委員さんを委嘱した場合は、1万5,000円の額が必要となりますので、これを年間5回となりますと7万5,000円ということですね、予算計上させていただいております。以上です。

議 長 はい。毛利議員。

3 番 毛 利 ちょっと話が戻って申し訳ないんですけども、先ほどの急傾斜地で1点お尋ねしたいんです。8ページ、9ページのですね、土木費負担金のとこなんですけども、自治体負担で380万円ということですね、そのうちの半分を受益者負担ということで集められてあるのかなと思います。受益者ですからおそらく隣接地の方かなと思うんですけど、その件数っていいですか、何人いらっしゃって、例えばその負担割合っていいですか、面積で違うのか、その土地の面積とか建物とかいろいろありましようけど、どういうふうに違うのかちょっとお尋ねしたいんですけど。

議 長 建設課長。

**建設課長** はい。それでは毛利議員のご質問にお答えをいたします。急傾斜地対策事業等の分担金徴収条例の中で、まず、受益者負担金の設定といたしましては、事業費相当額に対しての率でございます。町が事業主体となる通常の急傾斜地崩壊対策事業、これにおきましては事業費に対して20%を乗じた額。それから災害関連地域防災崖崩れ対策事業、例えば新谷地区で発生した、既に発生した災害、これを町が事業主体となつて行うような急傾斜地の事業、これにつきましては、総事業費の10%を乗じた額ということで、事業費に対しての率をまず分担金として徴収するというようにしております。

今回、県営事業での分につきましては、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業ということで、公共施設がありませんので、あの周辺には。その他という区分になつて総事業費の10%を乗じた額ということになりますので、先ほど言いました1,900万の事業費の10%、190万円が受益者負担金として発生するということになります。ですから、町の県営事業地元負担金380万円の、結果的には2分の1にはなつておりますけれども、条例からいくと事業費の10%ということでご理解いただければと思います。

その分担金条例の中で、一応、代表者を決めていただいて、その代表者に対して請求するというようにしておりますので、その関係する代表者の方が、関係する皆さん方と協議をして、あとは負担は決めていただくということにいたしております。ですから今回も、関係者といたしまして、土地の関係者は崩壊したところは1名でございます。そして、建物の所有者も今回は同じ方が所有をされておられます。周辺の方々に対する被害は今のところありませんので、その件につきましては町も介入することもできませんし、お聞きもしておりませんので、ここで答えすることはできかねます。

今後につきましても、関係する皆さん方の代表者ということで位置付けておりますので、関係者の皆様方で十分協議をして、要綱に基づいて申請がされるものというふうに思っているところであります。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福田** 28、29ページの教育費の中の公民館費で、音響施設の備品購入費が上がっておりますが、どういうふうな音響的な不具合があつたのかということと、その代替とされる故障した機具はいつ購入されたものか、

わかっておればお聞きしたいと思います。

**議 長** 教育次長。

**教育次長** はい。ただいまの福田議員のご質問についてお答えいたします。まず、音響施設につきましては10年以上前になるということで担当の方から聞いております。そこで、具体的な不具合の状況はといいますと、例えば話をしているときに、ちょっと音声がかれたりとかですね、あるいはスピーカーとの関係でしょうか、ハウリングが起こったりしてですね、話をする場合にそういった共鳴した音が出ると。あるいはしゃべる声の拾いがですね、あまりこうよく取れなかったりというようなことがあるということで聞いております。以上です。

**議 長** ほかに質疑は。初手議員。

**4 番 初 手** はい。4番、初手です。まず、17ページの赤レンガの件でお尋ねをいたします。森林組合の裏付近の赤レンガを解体するということがありますけども、危険度が高かったというふうに私も認識しておりますが、ここを解体したあと、あそこの赤レンガの背後地には町有地もたぶんいくつかあるかと思えます。広さはちょっと把握しておりませんが、解体後はやはりそういった意味では、あそこはたぶん道路もありませんので、金がかかりますけども、今後有効的に活用するという考え方も必要ではないかというふうに思いますが、その辺の位置付けがどうあられるのか、それと、町有地の場合やはり草が生えたりとか、近隣の住民の方々とのトラブルではないかと思えますけど、その辺の対応策も当然必要かというふうに思いますので、その辺の見通し、考え方についてお尋ねをさせていただきたいと思えます。

それから27ページ、額は少ないんですけども、道路新設改良費がございます。これは3万円の計上なんです。この分の負担金の場所というのはどこになるのか。それと、今後県道大崎線の改修等につきましては、私はほぼ終わったのかなと思っておりますけども、ほかにどういったところが予定としてあがるのか、ちょっとその辺についてご説明をいただきたいと思えます。以上です。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは初手議員のご質問にお答えをいたします。ま

ず、道路新設改良事業費の負担金でございますが、先ほど当初の説明で、県道大崎公園線の事業費増によるものということであります。県道大崎公園線につきましては、俊窯周辺のカーブの改良が終わりました。引き続き一念窯周辺につきましては、拡幅改良のお願いを今いたしておりまして、県の方が測量設計について着手をしたいということで、その測量設計費の中で一部金額が増えました。実は、当初780万の予定だったんですが、800万予算が付いたということで県の方から連絡がきましたので、それに合わせて今回3万円、15%の負担でございますので、その分を計上させたものでございます。残りの区間といいますと、今、一念窯さんのところが一番最終的な区間かというふうに判断をいたしております。あと、位置的なものでできるものについてはディーノの下あたりももう既に工事を終わっていただいておりますので、引き続き気づきがあれば県に要望はしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 企画財政課長。

**企画財政課長** 初手議員のご質問にお答えいたします。赤レンガ倉庫の解体後につきまして、その利活用をどうするのかというお尋ねでございます。まず、場所でございますが、初手議員からございましたとおり森林組合の裏辺りになりますが、赤レンガ倉庫がある土地でございます。百津郷の39の45番地ということになります。面積としましては847平米、地目は宅地でございます。土地購入の経緯なんですけれども、昭和48年に個人所有者から購入している土地でございます。購入目的なんですけど、実は当時の購入時の購入目的がたぶん書いてあった文書があるというふうにこちらは判断しているんですけど、それがちょっと見つからないというふうなことがございまして、具体的な購入目的というのがですね、わからないような状況でございます。

土地につきましては、道路も接道していないというふうなことで、もともと活用に苦慮していた土地でございます。実は、平成29年の12月に議会総務厚生委員会の方から町有財産の現地確認を行われまして、この今回の土地につきましても有効活用をなさいたいというふうなことを、適正な管理と有効活用をなさいたいということで指摘をされた土地でございます。町としましては、その有効活用について関係各課といろいろ協議、調整をしてきており

ます。建物につきましては老朽化が非常に著しい状況で、安全管理も難しいということから、観光資源、それから戦争遺構としての活用が困難であると判断したところでございます。したがって、土地につきましては接道をさせたいと、赤レンガ倉庫を解体し、宅地分譲など有効活用をしようと考えているところでございました。予算説明のときにも申しましたが、著しく崩壊、風化状況が著しい状況で、クラック等が入ってきているというふうなこともございまして、今回、急遽解体をするということで予算計上をさせていただいたものでございます。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。田口議員。

**8 番 田 口** 21ページの予防接種事業費ですが、男性の風疹の予防接種ですけれども、対象者は何人を予定されているのでしょうか。

**議 長** 健康推進課長。

**健康推進課長** はい。お答えします。約1,400人です。以上です。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。はい。小田議員。

**7 番 小 田** はい。7番、小田です。先ほどの初手議員さんの質問とちょっと関連するんですけれども、あの赤レンガ倉庫ですね、赤レンガの一部をですよ、利用して戦争遺構の赤レンガだというふうな位置付けをしてですよ、それを再利用して、例えば片島公園などに、戦争遺構であった赤レンガというふうな感じでですね、モニュメントを造るなど、そういうふうな対応は考えてられないのかお尋ねします。

**議 長** 企画財政課長。

**企画財政課長** はい。小田議員のご質問にお答えいたします。小田議員が言われた、その赤レンガ倉庫の一部を再利用した形で別の場所に移しまして、モニュメントとかに活用できないかというふうなお尋ねでございました。今まで検討した中ではですね、そのような検討をしていない状況でございます。今回、小田議員の方からそういうふうなご意見、ご質問をいただきましたので、そのこともですね、できるかどうかわかりませんが検討の方をですね、させていただければというふうに思います。以上でございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。いいですね。

「な し」の声あり

**議**            **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第2号「令和元年度川棚町一般会計補正予算（第1回）」は原案のとおり可決されました。

（13：41）

**議**            **長** 次に日程第14、議案第3号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第3号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」について提案理由をご説明いたします。

予算の名称につきましては、改元に伴う国の会計年度の名称変更に基づき、改元日以降は当年度を通じて令和元年度川棚町介護保険事業特別会計予算とするものであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億5,713万7,000円にしようとするものであります。

なお、補正の詳細につきましては健康推進課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議**            **長** 健康推進課長。

**健康推進課長** それでは内容につきまして、事項別明細書でご説明をいたします。歳出からご説明いたしますので10、11ページをお開きください。

1款総務費、1項1目総務管理費につきましては、介護保険制度改正に伴う電算システムの改修費用であります。次に歳入についてご説明いたします。6、7ページをお開きください。

3款国庫支出金、2項4目介護保険事業費補助金は、先ほど歳出で説明いたしました介護保険制度改正に伴う電算システムの改修費用に対する国庫補助で、費用に対する2分の1を増額補正するものであります。次のページをお開きください。

8款繰入金、1項4目その他一般会計繰入金につきましては、電算システムの改修費用に対する町の負担分でございます。一般会計からの繰入金を増額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議**            **長** これから質疑を行います。

「な し」の声あり

**議**            **長** よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議**            **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議 長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第3号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって、議案第3号「令和元年度川棚町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）」は原案のとおり可決されました。

(13:45)

**議 長** 次に日程第15、議案第4号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う教育委員会所管施設に係る関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第4号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う教育委員会所管施設に係る関係条例の整理に関する条例」について、提案の理由をご説明いたします。

消費税及び地方消費税の税率の改定が、本年10月1日から施行されることに伴い、教育委員会が所管する施設の設置及び管理運営等に関する事項を定める6本の関係条例において、使用料に関する事項の改正が必要となることから、「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う教育委員会所管施設に係る関係条例の整理に関する条例」を制定し、これにより関係条例を一括して改正しようとするものであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきますが、詳細については教育次長に説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。それでは、説明いたします。ただいま町長が提案理由で説明しましたように、消費税及び地方消費税の税率の改定、8%から10%への改定が本年10月1日から施行されることとなっております。そのため、教育委員会が所管する川棚町中央公民館、川棚町公会堂、川棚町勤労

青少年ホーム、川棚勤労者体育センター、川棚町柔剣道場及び川棚町野球広場夜間照明の各施設について、それぞれの施設の設置及び管理運営等を定める現行の各条例中、使用料の額を定める事項に関し、各条例ともに消費税及び地方消費税の相当額を含まない使用料を別表で示しており、この別表により算出した使用料に100分の108を乗じて得た額を使用料の額とする規定があることから、これを改正する必要があります。

そこで、今回の改正では消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う教育委員会所管施設に係る関係条例の整理に関する条例を制定し、6本の関係条例を一括して改正するところとしており、制定する条例では、第1条で川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例を一部改正し、第2条以降、順に川棚町公会堂の設置及び管理等に関する条例、第3条では川棚町勤労青少年ホーム条例、第4条では川棚勤労者体育センターの設置及び管理運営等に関する条例、第5条では川棚町柔剣道場の設置及び管理運営に関する条例、第6条では川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管理運営に関する条例をそれぞれ一部改正いたします。それでは新旧対照表で説明を行いますので、新旧対照表をお開きください。右側が現行、左側が改正案となります。

まず、第1条による改正ですが、ここでは川棚町中央公民館の設置及び管理等に関する条例を一部改正するものでありまして、改正前となる現行条例の第2条第2項及び第4項において先ほど説明しましたように使用料について、消費税及び地方消費税の相当額を含まない使用料で別表を示しており、この別表により算出した使用料に100分の108を乗じて得た額を使用料の額とする規定としておりますので、改正後の条例第10条第2項を「使用料の額は別表により算出した合計額（以下「別表算出額」という。）に、別表算出額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。」と改め、改正前の第4項を削るものであります。

このように今回の改正では、これまでの消費税率を示し、消費税等相当

額の加算を算定する方法から、改正後においては消費税及び地方消費税を規定する各法律から税率に関する条項を引用する方法により、消費税率を明示しない方法で改正するところでございますけれども、これは消費税及び地方消費税の税率の改定の延期や、将来にさらなる税率の改定が行われた場合においても対応できるようにするためでございます。

なお、第2条以降の各条例の一部改正につきましては、第1条とほぼ同様の改正内容となっていることから省略を説明させていただきます。改正本文に戻っていただきまして、2枚目をお開きください。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するとするものでございます。

以上で説明とさせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** この新旧対象表が見やすいので、これを見ながら質問しますが、この改正後にあります、2行目にありますが、消費税法第29条に規定する税率、これは現在8%で10月から10%になるという意味だろうと思いますが、この消費税法第29条に規定する税率というものと、それからそのあとにあります地方税法第72条の83に規定する税率というものがどういう数字なのかというのをお聞きしたいと思います。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまの田口議員のご質問についてお答えいたします。まず、消費税法第29条に規定する税率、これにつきましては消費税の税率ということで、現行の税率は100分の6.3となっております。また、地方税法第72条の83に規定する税率、これは地方消費税の税率となっておりますけれども、これは現行63分の17というところがございます。

なお、この地方消費税の税率につきましては、消費税の税率を乗じて算出した消費税の額に地方消費税の税率63分の17を乗じるという形で、消費税額、それから地方消費税額、これを順次算出したものをですね、使用料本体に加えていくという形で、使用料相当額に計算をするという状況になります。これが今後改定の予定となっているのは消費税の税率、現行100分

の6. 3は100分の7. 8、地方消費税の税率は現行63分の17から78分の22ということで、これが一般的な消費税として10%になるということで改められますので、今回は税率を示さずにですね、各条項を、法律の条項から税率を引用してですね、今後にさらなる税率の改定が行われた場合にも対応できるようにしていくということで提案するものです。以上です。

**議** 長 ほかに。小谷議員。

**2 番 小 谷** 今回の件で、教育委員会所管の施設ということですが、公会堂等の使用料、ここに関してはどうなるのでしょうか。

**議** 長 はい。教育次長。

**教 育 次 長** はい。公会堂の使用料の改正につきましては、第2条でこの条例を制定することによって溶け込むことになっていって改正がされるということになっていきます。以下、3条から6条までで各施設を示しておりますので、この制定によってですね、公布の日で施行されますと、各条例の方にこれが、この内容が溶け込んでですね、改正になるということでご理解いただきたいと思います。以上です。

**議** 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

**1 番 福 田** 関連してですけど、小学校の体育館とか借りたりすることもあるかと思いますが、あれには、ちょっと今、古い例規集を見たんですけど、消費税のが載っていなかったもので、学校施設は消費税が関係なかったのかちょっとお聞きします。

**議** 長 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまの福田議員のご質問についてお答えいたします。学校施設についても使用・利用申請があればですね、今現状各施設の使用許可の際に小学校200円、中学校300円じゃなかったかなと記憶しておりますが、使用料を納付をしていただいております。ここには確かに消費税を含まない、消費税を加算するというような表示が条例上ありませんけれども、消費税を含んだ額でですね、算定をしてあるということでご理解いただきたいと思っております。そこで今回の2%の改定については、各施設10円未満端数を切り捨てていくということもありますので、改定をしていないと、改定をしないということでご理解いただきたいと思います。以上です。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

(発言なし)

議 長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し反対討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 次に、賛成討論はありませんか。

「な し」の声あり

議 長 討論なしと認めます。

これから、議案第4号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う教育委員会所管施設に係る関係条例の整理に関する条例」の採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、議案は原案のとおり可決されました。

(14:00)

議 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(14:00)

(…休憩…)

(14:15)

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 次に日程第16、議案第5号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町法定外公共物管理条例等に係る料金等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町

長。

**町 長** 議案第5号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町法定外公共物管理条例等に係る料金等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由をご説明いたします。

消費税及び地方消費税の税率の改定が、本年10月1日から施行されることに伴い、建設課が所管する3本の関係条例において、料金等に関する事項の改正が必要となったことから、「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町法定外公共物管理条例等に係る料金等に関する条例の一部を改正する条例」を制定し、これにより関係条例を一括して改正しようとするものであります。

その他詳細につきましては建設課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** それでは、改正内容を説明いたします。今回の改正は、消費税率の引き上げに関するもので、3本の条例とも改正前は税率表示であったものを法に規定する税率を乗じて得た額と文言に改正するものでございます。それでは2枚目の新旧対照表をお開きください。

まず、1番最初が川棚町法定外公共物管理条例についてであります。これは第1条による改正でございます。第12条土地占用料等の徴収に関するもので、その第3項についてでございます。改正前はアンダーラインが引いてありますように、「算定した額に100分の108を乗じて得た額」としてありますが、改正後はアンダーラインのところにありますように、「算定した額、算定した額に同法第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法第72条の3に規定する税率を乗じて得た額を加えた額」に改めるものでございます。先ほども言いましたように、今後の消費税率の改正があった場合にも、条例改正しなくても対応ができるように改めたものでございます。

以下、次の川棚町道路占用料徴収条例につきましては、第2条による改正でございます。第2条占用料の額に関するもので、改正内容は同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。次のページでございます。

川棚町都市公園条例についてでございますが、これにつきましては第3条による改正でございます。第10条の使用料に関してでございます。改正内容は同様でございますので、説明は省略をさせていただきます。戻っていただきまして、改正条文をお願いいたします。

附則でございます。この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしくをお願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。

これから、議案第5号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町法定外公共物管理条例等に係る料金等に関する条例の一部を改正する条例」の採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって議案は、原案のとおり可決されました。

( 1 4 : 2 0 )

**議 長** 次に日程第17、議案第6号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町水道事業及び川棚町下水道事業における料金等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第6号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町水道事業及び川棚町下水道事業における料金等に関する条例の一部を改正する条例」について、提案の理由をご説明いたします。

消費税及び地方消費税の税率の改定が、本年10月1日から施行されることに伴い、水道課が所管する3本の関係条例において、料金等に関する事項の改正が必要となることから、消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町水道事業及び川棚町下水道事業における料金等に関する条例の一部を改正する条例を制定し、これにより関係条例を一括して改正しようとするものであります。

詳細につきましては水道課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 水道課長。

**水道課長** それでは、改正内容を説明させていただきます。

第1条では、川棚町水道事業給水条例における水道料金と加入金。

第2条では、川棚町都市下水路条例における占用料。

次ページの第3条では、川棚町公共下水道条例における下水道使用料の消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う改定であり、改正前は税率表示であったものを法に規定する税率を乗じて得た額と、文言に改正するものであります。

まず、第1条の第26条の表以外の部分を次のように改めるものです。

「料金の額は、次の表に定める基本料金と超過料金との合計額（以下「料金算定額」という。）に、料金算定額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「料金の消費税相当額」という。）及び料金の消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額（以下「料金の地方消費税相当額」という。）を加えた額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。」という

ふうに改めるものであります。以下、川棚町水道事業給水条例の第34条第1項の加入金、また、川棚町都市下水路条例の第6条第2項の占用料、次ページの川棚町公共下水道条例の第16条第1項の使用料については、先ほど水道料金の改正内容と同様でありますので、説明は省略させていただきます。

附則についてですが、第1に施行期日につきましては公布の日から施行することといたしております。

第2、第3におきましては、川棚町給水条例及び川棚町公共下水道条例の一部改正に係る経過措置として、この条例による改正後の川棚町水道事業給水条例では第26条、川棚町公共下水道条例では第16条の規定に関わらず、「同条の規定による料金の消費税相当額又は料金の地方消費税相当額の算出に用いる税率が消費税法又は地方税法の改正により変更された場合において、改正後の消費税法又は地方消費税法の施行日（以下「改正法の施行日」という。）前から継続している水道及び下水道の使用で、改正法の施行日から1月を経過するまでの間に料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。」としているところであります。3ページ以降、4枚は新旧対照表を添付しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議** 長 これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議 長** 討論なしと認めます。

これから、議案第6号「消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う川棚町水道事業及び川棚町下水道事業における料金等に関する条例の一部を改正する条例」の採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議 長** 異議なしと認めます。したがって議案は、原案のとおり可決されました。

(14:27)

**議 長** 次に日程第18、議案第7号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」を議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 議案第7号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」についての提案理由をご説明いたします。

消費税及び地方消費税の税率の改定が、本年10月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、ご提案するものがあります。

詳細につきましては産業振興課長から説明いたしますので、ご審議のうえ、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議 長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。それでは、改正する内容をご説明いたします。

今回の改正は消費税率の引き上げに関連し、税率の改正を行うものがあります。次のページの新旧対照表をお開きください。

第13条利用料等につきましては、漁港施設内において、工作物等の設置にかかる占用料または漁船、プレジャーボート等の泊地、停係泊に係る使用料の額を規定するものであります。右改正前については、第13条第1項の改正前の「それぞれ別表第1、別表第2又は別表第3により算出した額に100分の108を乗じて得た額」を、改正後は「それぞ

れ別表第1、別表第2又は別表第3により算出した額（以下「別表算出額」という。）に、別表算出額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する税率を乗じて得た額（以下「消費税相当額」という。）及び消費税相当額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する税率を乗じて得た額を加えた額」に定めるものであります。

また、同項の改正前のただし書き中に、消費税法（昭和63年法律108号）とありますが、先ほど説明いたしました改正案に同様の表記があるために、改正後のカッコ書きの昭和63年法律第108号を削除するものであります。1枚戻っていただきまして、改正条文をお願いします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定くださいますようよろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから質疑を行います。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対し、反対討論はありませんか。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認めます。

これから、議案第7号「川棚町漁港管理条例の一部を改正する条例」の採決をいたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議**            **長** 異議なしと認めます。したがって、議案は原案のとおり可決されました。

( 1 4 : 3 3 )

**議**            **長** 次に日程第 1 9、議案第 8 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町**            **長** 議案第 8 号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、提案の理由をご説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 5 条の規定により、教育委員会において制定する教育委員会規則について、教育委員会 5 月定例会議において、川棚町就学指導委員会規則の一部が改正され、また、コミュニティスクールの取組を進めるにあたり、川棚町学校運営協議会設置規則が制定されたところであります。

就学指導委員会及び学校運営協議会の委員は、教育委員会が定める委員会等の構成員の職で、非常勤のものに該当することから特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例について改正の必要が生じたものであります。

詳細につきましては教育次長に説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議**            **長** 教育次長。

**教 育 次 長** それでは説明いたします。町長が提案理由で説明しましたように、教育委員会 5 月定例会議において川棚町就学指導委員会規則の一部を改正する規則、川棚町学校運営協議会設置規則が制定されたところであります。

川棚町就学指導委員会規則の一部を改正する規則については、文部科学省からの通知において市町村の教育委員会に設置されている就学指導委員会について、早期からの教育相談支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫

した支援についても助言を行うという観点から、機能の拡充を図るとともに、「教育支援委員会」といった名称とすることが適当であると指摘されている点を踏まえ、題名を「川棚町教育支援委員会設置規則」に改めたほか、所掌事項を文部科学省の通知内容に沿って一部改正を行ったところです。また、本年度から町立小中学校で取り組むコミュニティスクール制度に向けて、川棚町学校運営協議会設置規則を制定したところであります。そのため、これらの委員会及び協議会の委員について、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表の委員の名称の変更及び追加が必要などとなったものでございます。

それでは、新旧対照表で説明を行いますので、新旧対照表をお開きください。右側が現行、左側が改正案となります。

別表中、改正前となる現行条例の「心身障害児就学指導委員」を「教育支援委員会委員」に改めるものです。また、「学校運営協議会委員」につきましては、「専門医（認知症サポート医）」の次に追加し、報酬の額は月額6,000円以内で、任命権者、これは教育委員会となりますが、任命権者が町長と協議して定める額、旅費を3級以上相当額、同じという「〃」で表示しておりますけれども、ここは上の表からの続きとなりますので、旅費は3級以上職相当額とするものでございます。

改正本文に戻っていただきまして、附則でございます。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明とさせていただきますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** これから質疑を行います。はい。山口議員。

**6 番 山 口** 先ほどのですね、一般会計補正予算の中で聞いたんですが、これが月額1,000円であると。1回ですね。出す予定と言われたんですね。補正予算の中でですね。6,000円以内ですけども、一応、1回について1,000円ですよと説明があったと。これは報酬ですから、1,000円の報酬に対して所得税がかかった額を支払われるのかどうか、この点をお尋ねしたい。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまの山口議員のご質問についてお答えします。

報酬の支払いとなりますので、必要な源泉徴収を行うことはですね、所得税の源泉徴収義務者としての取扱いによるところとなりますので、課税の対象となるものでありますから、所得税は差し引くというような形にはなるかと思えます。源泉徴収をするものということになると思えます。以上です。

**議 長** 山口議員。

**6 番 山 口** 今のでね、報酬となるから1,000円いただいて、そこでね、所得税法に係るから源泉徴収しますよと言われてれば、1回この方達がボランティアみたいな形で行ってですね、900いくらにしかならないと思うんですよね。ちょっとそういう意味でいけばね、あんまりにもこの方達に対する配慮が足りないのかという感じがするわけです。だからこれが費用弁償になればですね、かからないと。だからこれは報酬にするからかかってくると思うんですよ。1,000円という報酬をやってですね、所得税がかかりますから900いくらですよと、源泉徴収をしますよと。なにか配慮が足りないのかという感じを受けるわけです。だから、せめてこれが1,000円じゃなくてですね、2,000円か3,000円ぐらなら所得税引かれても、源泉徴収を受けてもなるほどと思われるかもしれないんですけど、1,000円をもらって源泉徴収でいくら引かれるか私はわかりませんが、900何円もらってですね、なんかこれはという感じを受けられるのではないかという気がするんですが、そういう点の配慮は考えられなかったのかどうかですよ。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** ただいまの質問についてお答えいたします。この報酬を、予算額1,000を、1日あたりの協議会の委員の1,000円で予算を計上させていただいたのは、先例の市町ですね、現状の状況を勘案しましてさせていただいたところです。他の例によりますともう無報酬としておるところもございまして、2,500円というようなところもございましたが、2町の状況でですね、1,000円というところもございましたので、1,000円ということで現状予算を計上させていただいたところです。ただ、今後その取組は段々広がっていくんじゃないかなというふうに感じておりますし、今、現状私が把握しておるところでは3町、川棚が今度4町になるのかなというふうに思いますけれども、今後こういった取組が広がっていけばで

すね、またそれぞれの団体で取扱いも変わっていくところもあるのかなというふうに考えますので、現状は先例の市町のですね、状況を踏まえて1,000円とさせていただいたところでございます。おっしゃるように費用弁償的なものじゃないかというようなこともありますけれども、特別職として位置付けられてもおりますし、報酬を逆に0とするのもですね、むしろその方が申し訳ないというふうに考えたところでもありますので、現段階では1,000円という形で予算措置をさせていただいたところですよ。以上です。

**6 番 山 口** ちょっといいですか。

**議 長** はい。山口議員。

**6 番 山 口** 1,000円とか何とかなに対して、私は金額が高いとか何とかじゃなくて、これがね、源泉徴収の対象になると。1,000円いただいてね。実際、1,000円なんですよ。源泉徴収がいくらになるか知りません。私は税法詳しくございませんので。そうしたら1,000円いただいてね、その中から税金をこれだけ引きましたよと言われてたら、もらった方がどう思われるかと、気持ちの問題を言っているわけですよ。だからこれを費用弁償という形にすれば1,000円そっくりやれるわけなんですよ。だから、そのこのところの気持ちの問題が配慮その他考えられなかったのかということを知っているわけですよ。別にこれを、この条例の中に定めちゃいかんとかそういうことではなくてね。結局1,000円もらって、そこで税金引かれて残りの900なんぼをはいって言われたときに、もらう方が何で1,000円もらって税金を払わないかんかと。そのこの気持ちのところを知っているんですよ、私は。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。ただいまのご質問の関係ですけれども、源泉徴収につきましては、源泉徴収義務者ということで、町も支給、給与、あるいは報酬を支払う場合はですね、源泉徴収事務をする必要がありますので、報酬として決定する以上は、報酬として支払いをする場合はですね、やはりしなければいけないものであるというふうに理解しております。ただ、年間の支給額による場合は、源泉徴収をしなくてもいい金額の線も確かあったんじゃないかなというふうには思っておりますけれども、基本的には賃金、給与、報酬、こういったものの支払いがあればですね、当然源泉徴収事務は行うべき

ものでありますので、仮に賃金として1,000円以下の支給をした場合もですね、源泉徴収をしなければいけない場合は当然しなければいけないということになるんじゃないかというふうに考えます。以上です。

議 \_\_\_\_\_ 長 ほかに質疑はありませんか。

「なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 よろしいですね。質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 次に、賛成者の発言を許します。

「なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 \_\_\_\_\_ 長 異議なしと認めます。したがって、議案第8号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」は原案のとおり可決されました。

(14:46)

議 \_\_\_\_\_ 長 次に日程第20、議案第9号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町** **長** 議案第9号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」の提案理由をご説明いたします。

現在進めております川棚西部漁港三越地区整備工事において、三越物揚場Bその2に係る入札会を去る6月3日、12社による指名競争入札で行った結果、長崎市平和町5番19号、株式会社西海興業代表取締役西山潤一郎が、8,991万円で落札決定いたしましたので、6月6日に工事請負契約の仮契約を締結したところであります。

そこで、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付すべき契約につきましては、川棚町条例の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、予定価格が5,000万円以上の工事の請負と規定されておりますので、議会の議決を求めるものであります。

なお、工事概要など詳細につきましては産業振興課長から説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** それでは工事の概要についてご説明いたします。次のページをお開きください。

工期につきましては、契約の日から令和2年3月19日までとしており、工事場所につきましては、川棚町三越郷地先としております。工事概要といたしましては表記のとおりであります。後ほど各種図面の中でご説明をいたします。工事の目的としましては、川棚西部漁港三越地区の安心・安全な港づくりを基本として、既設栈橋の老朽化対策による改修、または海面との境に階段口を造り、利用者の利便性向上を図るため、三越物揚場Bの整備を行うものであります。次のページをお開きください。これは平面図になります。ちょっと見にくいかと思いますが、ご勘弁のほどよろしくお願いいたします。

川棚西部漁港三越地区の全体計画図であります。黄色の部分三越物揚場、三越防波堤、片島岸壁、片島防波堤の4施設になります。一応、この部分につきましては整備が完了しているところであります。赤で着色した三越物揚場Bにつきましては、今回の施工箇所ですが、位置的

には三越6分団消防詰所前付近になります。今年度の三越物揚場Bの工事もちまして、全5施設の整備を完了させることとしております。次のページをお開きください。上部、左上の平面図としております。工事延長が93.27mとなっております。あと、下の縦断図になりますけども、グレーの部分があるかと思いますが、このグレーの部分につきましては、平成30年度に鋼矢板の打設工事をL=25.7メートルを施工しておる部分をこのグレーで表示をしております。これは矢板の施工のみであります。それで、今回契約する工事につきましては赤色の着色部分になりますが、先ほども申し上げましたけども、施工延長が93.27メートル、そのうち土留めの鋼矢板工として66.7メートルを打設することとしております。その図面の右側に、標準断面図を表示しております。ここにグレーの部分がありますけども、これは前年度施工したものであります。今年度も同様に鋼矢板工の打設を行い、そのあとに赤い部分で表示をしておりますが、鋼矢板打設位置とあと既存の波返しの間を裏込栗石及び公共残土により埋め立てを行い、転圧後に表層部につきましては20センチ厚のコンクリート舗装を施工いたしまして、約6mの幅員の物揚場を造成する計画としております。また、冒頭申しましたが、干潮時の利用者の利便性を考慮しまして、前面に階段口を施工することとしております。あと、施工についてであります。ほとんどが海からの施工になりますけども、あと、埋め戻しにつきましては、陸上からの埋め戻しを計画しているところであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議** 長 これから質疑を行います。小谷議員。

**2番小谷** 平面図の方でちょっとお聞きしたいところがありまして、既存の堤防があるかと思いますが、これは残したままにしないといけないものなのかどうかというのと、この詰所の前あたりに、ちょっと小さくて見えないんですけども、ゲートが付けられるようになっているみたいですが、ここだけが開口部になるのかどうか、そこをちょっととりあえずお聞きしたいんですけど。

**議** 長 産業振興課長。

**産業振興課長** 小谷議員のご質問にお答えします。既存の堤防敷きにつつま

して、そのまま残すのかというご質問と、あと、中央部にゲートが1箇所あり、そこは1箇所です利用するのかというご質問だったかと思ひます。

冒頭の分なんですけども、堤防敷きにつきましては県と協議をいたしまして、そのまま残す計画としております。それは強風等により波が来た場合に、元の波返しでその波を止めるという役目を果たしますので、この既存の施設につきましては残す考えでおります。

あと、そのゲートの部分なんですけども、今回発注をしておりませんが、今後門扉、そのゲートについて発注をすることで計画しておりますが、既存の1箇所につきましては、今の位置に門扉を設置する計画としております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありますか。福田議員。

**1 番 福田** 今回の答弁でちょっとお聞きしますけど、今ある小谷議員が言われた分は既存のゲートじゃないかと私は理解したんですけど、違うんでしょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。福田議員のご質問にお答えします。既存のゲートというのは、今現在、現地にはありませんので、ただ、消防詰所前付近にですね、海の方に下りるような門っていいですか、開口部分がありますので、そこを利用いたしまして新しくゲートを設けるように計画しております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 福田議員。

**1 番 福田** この平面図で、左の上の方のちょうど中央部のところに、小さい字でなんてるゲートって書いてありますよね。そのところは赤くは塗っていないのでどうかなと思ったんですけど。それは今後ということですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 産業振興課長。

**産業振興課長** はい。今回の川棚西部漁港三越物揚場Bその2という、その工事の中にはそのゲートは含まれておりません。今年度中に発注をして整備する計画であります。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ほかに質疑はありますか。よろしいですね。

(発言なし)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。本件に対する反対者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 次に、賛成者の発言を許します。

「な し」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第9号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」の採決を行います。

お諮りします。本件はこれを可決することに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第9号「工事請負契約の締結（川棚西部漁港三越地区整備工事（三越物揚場Bその2））」は可決されました。

(15:00)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会いたします。ご起立をお願いいたします。お疲れ様でした。

(15:01)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 村井達己

会議録署名議員 毛利喜信

会議録署名議員 初手安幸